

総 税 都 第 2 0 号  
令 和 3 年 4 月 1 日

各道府県総務部長  
東京都主税局長 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日付け総税都第20号）の一部を別添のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 軽油引取税の課税免除についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
一～五 略	一～五 略
六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）	六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）
（一）～（四） 略	（一）～（四） 略
（五） 鉱さいバラス製造業	（五） 鉱さいバラス製造業
（1） 略	（1） 略
（2） <u>中小事業者等に該当しないものは課税免除の対象とならないものであること。</u>	
<u>なお、「中小事業者等」とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいい、次の法人又は個人をいうものであること。</u>	
<u>ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。）</u>	
<u>イ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人</u>	
<u>ウ 常時使用する従業員の数が千人以下の個人</u>	
<u>この場合において、資本金等の額については法人税申告書の写し等により、出資関係については出資関係図等によりそれぞれ判断するものであること。</u>	
（3） 略	（2） 略
（六）～（九） 略	（六）～（九） 略

(十) 廃棄物処理事業

(1) ~ (5) 略

(6) 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、中小事業者等に該当しないものは課税免除の対象とならないものであること。ただし、中小事業者等に該当しない事業者であっても、一般廃棄物処分業との兼業や災害廃棄物処分の委託を受けるなどして、産業廃棄物と一般廃棄物を同じ機械で処分する場合には、当該処分のために使用する機械については課税免除の対象となるものであること。

この場合において、兼業等の状況については、事業の許可証や処理施設設置の許可証等により確認し、必要に応じて事業者への聞き取りや現地調査により確認するものであること。

(十一) 木材加工業（規則附則第4条の7⑦）

(1) ~ (8) 略

(9) 及び (10) 略

(十二) 略

(十三) 堆肥製造業（規則附則第4条の7⑨）

(1) 「パーク堆肥」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する「特殊肥料」のうち、主としてパーク（樹皮）を原料とし、堆積腐熟させたものをいうものであること。

(2) 「肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業内で行われるパーク堆肥製造業を営む者」とは、同条の規定により届出を行った事業場内で専らパーク堆肥を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

(3) 略

(十) 廃棄物処理事業

(1) ~ (5) 略

(十一) 木材加工業（規則附則第4条の7⑦）

(1) ~ (8) 略

(9) 「木材注薬業を営む者」とは、専ら南洋材等を防虫し、防ばいするために薬品処理を行う事業を営む者がこれに該当するものであること。

(10) 及び (11) 略

(十二) 略

(十三) 堆肥製造業（規則附則第4条の7⑨）

(1) 「パーク堆肥」とは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する「特殊肥料」のうち、主としてパーク（樹皮）を原料とし、堆積腐熟させたものをいうものであること。

(2) 「肥料取締法第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業内で行われるパーク堆肥製造業を営む者」とは、同条の規定により届出を行った事業場内で専らパーク堆肥を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

(3) 略

